

議 長 日程第9「議案第29号松田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第29号松田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。令和元年8月20日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、所要の改正をしたいので、提案するものでございます。よろしくお願いたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

子育て健康課長 松田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。上位法であります子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が令和元年5月17日に公布、同年10月1日に施行され、幼児教育・保育の無償化が実施されることに伴い、松田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正します。

今回の改正につきましては、3歳児から5歳児クラスの全ての子供と0歳児から2歳児クラスの住民税非課税世帯の子供の保育料が無償化されます。条例の主な改正点といたしましては、第13条に利用者負担額等の受領中、食事の提供に要する費用の取り扱いの変更。法改正に伴う文言修正としまして、1つ目、支給認定が教育・保育給付認定に変更。2つ目、支給認定保護者が教育・保育給付認定保護者に変更。3つ目、支給認定子どもが教育・保育給付認定子どもに変更。4つ目、支給認定子ども等が教育・保育給付認定子ども等に変更。5つ目、支給認定子どもが満3歳未満保育認定子どもへ変更というものになります。

食事の提供に要する費用の改正につきましては、現行制度で保護者が納めている保育料の中に副食費の4,500円が含まれており、令和元年10月1日以降は、幼児教育・保育の無償化により、保育料は無償となりますが、副食費の4,500円については保護者が引き続き負担し、今後は直接保育所に支払うこと

となります。

参考資料の新旧対照表をごらんください。1 ページ目、第 2 条の第 9 号で支給認定が教育・保育給付認定に変更。10号で支給認定保護者が教育・保育給付認定保護者に変更。11号で支給認定子どもが教育・保育給付認定子どもに変更。それによりまして、その後ですね、新規に満 3 歳以上保育認定子どもの定義等が加わりまして、条がずれてございます。

主な改正点になります13条のですね、利用者負担額等の受領につきましては 6 ページをごらんください。13条で特定教育・保育施設は特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額の支払いを受けるものとするという中にですね、括弧書きで満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限るということで、3 歳未満のお子様に限って保育料を徴収するという形に変更になってございます。

続きまして、7 ページのですね、第 4 項の 3 号、食事の提供に要する費用ということで、こちら括弧書きで次に掲げるものを除くとなってございます。次ページの 8 ページをごらんください。イにつきまして、教育・保育の無償化に伴い、教育認定子どもに対する食事の提供に要する費用及び満 3 歳以上の保育認定子どもの主食の提供に要する費用に加え、副食の提供に要する費用についても、教育・保育給付認定保護者からの支払いを受けることができる費用としているが、次に掲げるものに要する費用については除くということで、第 1 号として、法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前の子ども、こちらはですね、教育認定子どもで幼稚園の子どもを指します。幼稚園の子どもの保護者で町民税所得割合算額が 7 万 7, 101 円未満の者。第 2 号といたしまして、法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前の子ども、こちらは満 3 歳以上の保育認定子ども、保育園の子どもを指します。保育園の子どもの保護者で町民税所得割合が 5 万 7, 700 円未満の者。括弧書きといたしまして、令第 4 条第 2 項第 6 号に規定する特定教育・保育給付認定保護者とは、その者またはその者と同一の世帯に属する者が、特定教育・保育にあった月において要保護者等という、こちらはですね、生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者に該当する場合、特定教育・保育給付認定の保護者で 7 万 7, 101 円未満の者という、この 3 点が

免除となります。

続きまして、ロ、満3歳以上教育・保育認定子どものうち負担額算定基準子どもまたは小学校第3学年修了前の子どもが同一世帯に3人以上いる場合の副食の提供に要する費用について、次に該当する者の費用については除くものとするとしてですね、1号、法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前の子ども。こちらは教育認定の子ども、幼稚園の子どもで、同一世帯に小学校第3学年修了前の子どもが3人以上いる場合に、第3子以降の副食費を免除する。第2号、法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもとは、満3歳以上の保育認定子どものことを言い、保育園の子どもで、同一の世帯に小学校第3学年修了前の子どもが3人以上いる場合に、第3子以降の副食費を免除します。こちらにつきましては、町民税所得割によって免除するか、あとは所得の階層にかかわらず第3子以降の子どもについて免除となる規定となっております。以後ですね、9ページ以降も第5号で支給認定保護者というのが、教育・保育認定保護者等にかわるというのがございまして、ずっとありますけども、こちらにつきましてはですね、それぞれ先ほど最初に説明させていただいた、5つの変更につきましては、支給認定教育・保育…（「もう少し聞こえるように」の声あり）はい。支給認定が教育・保育給付認定にかわる箇所が第2条、第9条第1項、同第2項。支給認定保護者が教育・保育給付認定保護者に変更になるところが第2条、第5条、第6条第1項、同第4項、第8条、第9条第2項、第13条第1項、同第2項、同第3項、同第4項、同第5項、第28条、第30条第1項、第39条第1項、同第3項、第43条第1項、同第2項、同第3項、同第4項、同第5項、同第6項に…（私語あり）文言の改正につきましては、多数あります。すいません。

今回の改正によりまして、現在、松田町の3歳から5歳の平均の保育料2万5,000円月額を支払っている保育保護者に関しましては、令和元年10月以降、保育料そのものは無料となりますが、副食費の4,500円を直接保育園へ支払うこととなります。

改正文の最終ページ、15ページをお願いします。附則、この条例は令和元年10月1日から施行する。説明は以上となります。

議

長 担当課長の細部説明が終わりました。お諮りをいたします。ただいま議題となっています議案第29号松田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、議会運営委員会の審議時には改正文が相当な数に上ることなど、詳細な説明が必要であるということから、産業厚生常任委員会に付託することとし、その旨、議員の了承を得たところではございますが、町からの説明が的確な簡明であり、議会として町民への説明ができるなど、議会運営委員会開催時とは変わってきております。このようなことから、質疑・討論を行い、採決を行いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は産業厚生常任委員会に付託しないことに決定しました。

それでは、これより質疑に入ります。

1 番 平 野 次の議案に関しても共通のものが若干ございますが、こちらのほうで確認させていただきたいと思っております。法律用語なので、いろいろと用語的にわかりにくいというところがありますけれども、特に、学年の区分というのが…あ、年齢の区分というのが非常にわかりにくく、何々以上何々未満というような言い方と、4月1日を迎える、迎えないという言い方が、かなり解釈の仕方によっては空白が生じてしまうような表現なので、この辺の年齢に関して、これは学年の区分なのか、これを確認したいということと、もう一つは、例のその保育料は無料化されても食費に関しては保護者の負担ということは変わらないということでしたが、これまでは合算して納められていたものが、今回から、10月からは別途納めるような形になるということだったので、その辺の保護者への理解がどういうふうになっているのか、また、全般的には、保育料部分が無償化になるので安くなるのではないかと思うんですけども、本当にこの何だろ、副食費プラス主食費というものもあるそうなんですけども、これを納めるという、ここだけが取り出して残るということになって、逆に負担となるような保護者はいないのか、家庭はないのかと、そこは確認させていただきたいと思っております。

子育て健康課長 無償になるのは小学校入学前の3年間ということなので、学年で捉えていただいて、年小さん年中さん年長さんのところが無償となります。副食費につきましては、保育園を通して保護者のほうへ説明していただいて、今までですね、主食代として御飯代を1,000円、直接現金で保育園に納めていただいたのと合算して5,500円で集金すると話は聞いてございます。それとですね…さくら保育園ではそういう話で聞いてございます。

それとですね、先ほど、逆に負担がふえるところがないかということなんですけども、先ほどございました、所得によります…住民税所得割によりまして免除する基準をつくってございますので、大丈夫でございます。逆に負担増とまらないものとなっております。

1 番 平 野 そういうふうに説明をしていただければ、わかることなんでありますけれども、やはり園を通して説明してもらったというようなことであります。やはり本当にわかりやすく住民に提示をしていただきたいなということですね。重ね重ね、もちろん広報などでも細かくはやっていただけると思うんですが、そうですね。

子育て健康課長 広報とホームページではお知らせする予定となっております。

1 番 平 野 わかりました。そうすると、保育園に関しては、町外の方もいらっしゃるような感じがありましたが、それはどうなりますか。

子育て健康課長 各保育園で園に通っている保護者に対しては説明をします。町からも町民の方につきましては広報とホームページではお知らせするんですけども、直接通っている園からも御説明がございまして。

1 番 平 野 説明はそうなんですけども、町外からの入園者に関しても、これは同じように、国の政策ですから、同じように無料になってということですね。

議 長 ほかに。

3 番 井 上 1点ですね、対象者の人数等についてですね、まず1点お知らせをいただきたい。今までは、保育園0歳から小学校就学前までということで保育園の対象者がいましたけれども、ここで小学校就学前3年間とですね、それより下の0歳までのですね、乳児・幼児等がいらっしゃいます。その中で、3学年、学年という言い方してあれなのか、あれですけども、小学校就学前の3年間の全

体の人数は何人か、その小学校就学前の対象者、無償になるですね、対象者、何人かということをお知らせいただきたいと思います。

子育て健康課長 すいません、最新のものを持ってこなかったのですけれども。最新のものがないので、ちょっと申しわけないんですけども、全体で145名、これが30年度の末ということで、3歳以上が76名で、0から2歳児が69名です。対象となるのは76名の方です。すいません、最新の数字なくて申しわけございません。

3 番 井 上 もう1回言ってください。

子育て健康課長 76名が3歳以上で、0から2歳が69名、合計145名という。

3 番 井 上 対象となるですね、が30年度末の人数ですけれども、76名ということで理解をしていきます。今までですね、保育所のほうの利用等については、町のほうもですね、補助をされていたという説明が以前ありましたけれども、そういった部分はですね、これ単に父兄等の負担が3歳以上については減額をしたということだけでなくですね、それとその3割負担もですね、今まで町がやっていたんだというような周知もあわせてですね、この制度改正に伴って住民の方々にお知らせすることが必要だと思われませんが、そういった内容の周知等については、どういう対処をされますでしょうか。

子育て健康課長 今までではですね、無償化ということだけを対象に広報する予定でしたが、町でも3割負担しているところを追加させていただきたいと思います。

3 番 井 上 この基本のですね、その周知方法についてはですね、そういった方向でですね、やはり今まで町が、子育て支援にも資していたんだということをですね、周知をしていただけたらというふうに思います。

また、さらにですね、この子ども・子育て支援のほうではですね、やはりより町長のほうに対してのですね、要望なんですけれども、やはり、国・県の施策のほうに対しては、その3歳未満の児童に対する部分としてもですね、大分、子供さんの学年等によってですね、そういった差異が出てくるわけですので、ぜひですね、国の施策、県の施策に対する要望というのをですね、町長からもしていただき、子育て支援の父兄等のですね、負担の軽減に努めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

町 長 何でもそうですけれども、要望ばかり言うと、財源はという話があるんですよ

ね。だから、今回は消費増税があることに伴って、政府のほうも考えられたということもあります。だから、ある程度は、要望とかその辺はもう各首長さんたちと共通認識の中で、子育て支援ということもやらなきゃいけないんですけども、そういったことも考えつつですね、ただただ要望言うんじゃないかと、財源を示した中で要望しておかないと、何か、言ってるだけじゃないかという話にならないようにはしていきたいというふうに考えています。以上です。

議 長 ほかに。

4 番 南 雲 この保育の必要性ということは、非常に事前に言わなくちゃいけないということが、すごい大事なことだと思うんですけども、その辺についての周知はどのようにされる御予定かお伺いします。

子育て健康課長 両親が働いているとか、病気で見れないとかいう、そういうものが保育の必要性に当たるんですけども、今までも、広報等で4月の募集等、こういう方は保育園に入れますよというのを載せていたんですけども、同じように、今回無償化になりますよというのにあわせてお知らせしたいと思います。

4 番 南 雲 預かり保育も必要性がございますよね。そういったときに、何かただの自分の御都合で預けられるというふうに理解されちゃう方もいますので、その点をちゃんと、きちっと町民にわかるように説明していただくのが、すごい大事なかなと思うので、その辺はちょっと御理解されてない町民の方がちょっといらっしまったので、その辺の対応をよろしくお願いします。

議 長 要望でよろしいですか。ほかに。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

採決を行います。議案第29号松田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は可決をされました。

お諮りいたします。議案第29号松田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるたゞいまの条例ですが、たゞいま可決をされました。8月23日に予定しておりました産業厚生常任委員会の審議案件から外したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。